

産業・職域歯科健診のすすめ

～いい歯で健康、いい仕事！～

一般社団法人 広島県歯科医師会

目 次

I	はじめに	P1
II	事業所歯科健診と口腔保健指導の種類	P2
III	歯科健康診断について	P4
IV	特殊歯科健康診断について	P7
V	申し込み方法と料金支払いについて	P12. 13

I はじめに

口腔の疾患は成人期の様々な疾患と関わっていることが明らかにされており、就労期における適切な歯と口の健康管理は、食べる楽しみをはじめとした QOL の維持や全身の健康維持、さらには退職後の高齢期の健康的で充実した生活につながると考えられています。

平成 23 年 3 月、広島県において「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、同条例第六条において、「事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。」と事業者及び保険者の役割が定められました。

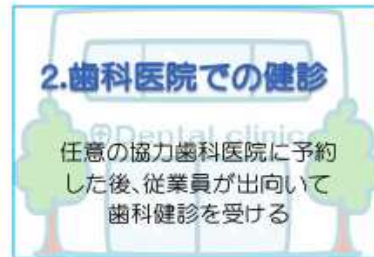
広島県歯科医師会では、この条例の理念に基づき、産業・職域における歯科健診や口腔保健指導等を積極的に取り組むことが、働く方々の生涯にわたる健康保持増進につながるものと確信しており、この度「産業・職域歯科健診のすすめ ～いい歯で健康、いい仕事！～」を作成いたしました。

事業所において健康づくりの推進をご担当されておられる方々には、本書により口腔保健衛生の重要性についてご理解いただくと共に、産業・職域歯科健診の啓発・充実にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ 事業所歯科健診と口腔保健指導の種類

広島県歯科医師会では、事業所歯科健診として「歯科健康診断」、「歯科特殊健康診断」の２種類と、従業員を対象とした「口腔保健指導」を実施しています。

◇ 歯科健康診断（２つの方法があります） P. 4



歯科医院での健診の方が、健診場所の準備や実施日時の調整が不要など、担当者の負担が軽減され、尚且つ、従業員が希望の時間に健診に行くことができるなどのメリットがあります。

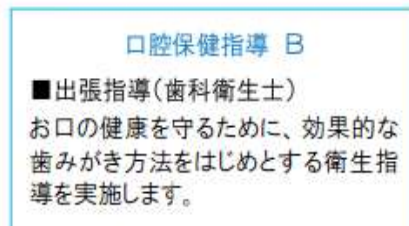
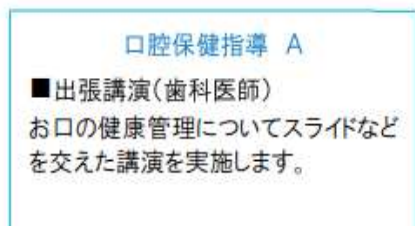
◇ 歯科特殊健康診断 P. 6

事業者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対して歯科医師による健康診断を行うことが義務付けられています。この健康診断は、労働安全衛生法に基づく「歯科特殊健康診断」と呼ばれ、化学物質による健康への影響の調査と労働衛生管理が目的とされています。

一般的なむし歯や歯周病の健診とは異なり、口腔顔面領域の皮ふ・粘膜の状況、歯の状況（歯牙酸蝕症など）、顎骨の状況などについて診査が行われます。

◇ 口腔保健指導 P. 3

事業所が従業員の口腔歯科保健向上のために実施する講習会など、ご要望にお応えする出張口腔保健指導です。



「歯科健康診断」には、「職場での健診」と「歯科医院での健診」の２つの方法があります。

特に「歯科医院での健診」は、健診を希望される方が、任意の協力歯科医院に予約した後に外出して健診を受ける方法で、職場での健診と比べて、事業所側としては、健診の場所、健診器具等を用意する必要が無い、仕事の中断時間が少ないなどの利点があります

（詳細は「Ⅳ 歯科健康診断について」）。

「口腔保健指導」は事業所等に歯科医師または歯科衛生士が出張し実施する保健指導・講演です。歯科健康診断と異なる日に実施する事により、従業員の歯と口の健康意識の向上に役立ちます。

歯科健康診断・口腔保健指導について

広島県歯科医師会では、従業員を対象とした事業所歯科健康診断・健康指導を実施しております。以下の「料金一覧」を参考にしてください。

《料金一覧》

令和5年10月1日現在

種 類	内 容	料 金
歯科健康診断	1. むし歯の診査 2. 歯周病の診査 3. その他口腔疾患の診査 4. 診断に基づく口腔衛生指導 5. 歯みがき指導	1人 3,300 円（税込）× 実施人数
歯科特殊健康診断	むし歯や歯周病の診査ではなく、労働安全衛生法に基づく健診です。	1人 6,600 円（税込）× 実施人数 ※ 交通費別
口腔保健指導 A	出張講演（歯科医師1名） お口の健康管理についてスライドなどを交えた講演	22,000 円（税込）／60 分 ※1
口腔保健指導 B	出張指導（歯科衛生士1名） お口の健康を守るために効果的な歯みがき方法をはじめとする衛生指導	11,000 円（税込）／60 分 ※1

※1 料金は基本的なものです。内容、時間、人数等により変動する場合があります。
その場合はご相談させていただきます。

口腔保健指導 A・B 出張講演・指導料金表（税込）

令和5年10月1日現在

時間（分）	口腔保健指導 A 歯科医師（円）	口腔保健指導 B 歯科衛生士（円）
～ 60	22,000	11,000
60～90	33,000	16,500
90～120	44,000	22,000
120～150	55,000	27,500
150～180	66,000	33,000

Ⅲ 歯科健康診断について

1. 歯科健康診断票と健診内容

歯科健康診断は、中国地区歯科医師会統一健診票を用いて、むし歯、歯周病、その他口腔疾患の診査と、診断に基づく口腔衛生指導、簡単な歯みがき指導（歯石除去はしない）を実施します。尚、貴社所定の健診票があればそちらを用いて実施も可能です。

歯科健康診断票は、4枚複写式（「歯科医師用」、「歯科医師会用」、「事業所用」、「受診者用」）になっています。健診後は、

- ①「4枚目；受診者用」は、健診当日、受診者へ手渡します。
- ②「1枚目；歯科医師用」は、健診担当歯科医師が保管します。
- ③「2枚目；歯科医師会用」は、広島県歯科医師会が保管します。
- ④「3枚目；事業所用」は、一旦広島県歯科医師会が回収し、健診結果を集計後、請求書と共に事業所担当者へ送付します。

中国地区歯科医師会統一健診票

歯科健康診断票 歯科医師用

氏名： 性別： 年齢： 職業： 事業所名： 健診日： 月 日 年 時 分

現在歯・喪失歯の状況

右	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8	左
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1. 歯の本数（欠損を除く） 2. 歯の本数（欠損を含む） 3. 欠損の本数 4. 欠損の本数（欠損を除く） 5. 欠損の本数（欠損を含む）

歯肉の状況（CPI）

歯肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

その他の所見

1. 歯肉・歯肉 2. 歯肉 3. 歯肉 4. その他

口腔清掃状態

1. 良好 2. 普通 3. 不良

判定区分

1. 異常なし 2. 異常あり（CPI=1） 3. 異常あり（CPI=2） 4. 異常あり（CPI=3） 5. 異常あり（CPI=4） 6. 異常あり（CPI=5） 7. 異常あり（CPI=6） 8. 異常あり（CPI=7） 9. 異常あり（CPI=8） 10. 異常あり（CPI=9）

広島県歯科医師会

（1枚目；歯科医師用）

中国地区歯科医師会統一健診票

歯科健康診断票 歯科医師会用

氏名： 性別： 年齢： 職業： 事業所名： 健診日： 月 日 年 時 分

現在歯・喪失歯の状況

右	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8	左
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1. 歯の本数（欠損を除く） 2. 歯の本数（欠損を含む） 3. 欠損の本数 4. 欠損の本数（欠損を除く） 5. 欠損の本数（欠損を含む）

歯肉の状況（CPI）

歯肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

その他の所見

1. 歯肉・歯肉 2. 歯肉 3. 歯肉 4. その他

口腔清掃状態

1. 良好 2. 普通 3. 不良

判定区分

1. 異常なし 2. 異常あり（CPI=1） 3. 異常あり（CPI=2） 4. 異常あり（CPI=3） 5. 異常あり（CPI=4） 6. 異常あり（CPI=5） 7. 異常あり（CPI=6） 8. 異常あり（CPI=7） 9. 異常あり（CPI=8） 10. 異常あり（CPI=9）

広島県歯科医師会

（2枚目；歯科医師会用）

中国地区歯科医師会統一健診票

歯科健康診断票 事業所用

氏名： 性別： 年齢： 職業： 事業所名： 健診日： 月 日 年 時 分

現在歯・喪失歯の状況

右	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8	左
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1. 歯の本数（欠損を除く） 2. 歯の本数（欠損を含む） 3. 欠損の本数 4. 欠損の本数（欠損を除く） 5. 欠損の本数（欠損を含む）

歯肉の状況（CPI）

歯肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

その他の所見

1. 歯肉・歯肉 2. 歯肉 3. 歯肉 4. その他

口腔清掃状態

1. 良好 2. 普通 3. 不良

判定区分

1. 異常なし 2. 異常あり（CPI=1） 3. 異常あり（CPI=2） 4. 異常あり（CPI=3） 5. 異常あり（CPI=4） 6. 異常あり（CPI=5） 7. 異常あり（CPI=6） 8. 異常あり（CPI=7） 9. 異常あり（CPI=8） 10. 異常あり（CPI=9）

広島県歯科医師会

（3枚目；事業所用）

中国地区歯科医師会統一健診票

歯科健康診断票 受診者用

氏名： 性別： 年齢： 職業： 事業所名： 健診日： 月 日 年 時 分

あし歯は放置してくと抜かなければならぬです。
早期にカブリつて歯科医院で治療して下さい。

あなたのあし歯の数

1. 歯の本数（欠損を除く） 2. 歯の本数（欠損を含む） 3. 欠損の本数 4. 欠損の本数（欠損を除く） 5. 欠損の本数（欠損を含む）

歯肉の状況

歯肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

その他の所見

1. 歯肉・歯肉 2. 歯肉 3. 歯肉 4. その他

口腔清掃状態

1. 良好 2. 普通 3. 不良

判定区分

1. 異常なし 2. 異常あり（CPI=1） 3. 異常あり（CPI=2） 4. 異常あり（CPI=3） 5. 異常あり（CPI=4） 6. 異常あり（CPI=5） 7. 異常あり（CPI=6） 8. 異常あり（CPI=7） 9. 異常あり（CPI=8） 10. 異常あり（CPI=9）

広島県歯科医師会

（4枚目；受診者用）

「受診者用」には、むし歯の数、歯の本数、歯肉の状況、その他の所見、口腔清掃状態、判定区分等に記載されます。

2. 健診時間及び指導時間

1人あたり、口腔内診査：5分程度、口腔衛生指導：必要やご希望に応じ、数分～10分程度

3. 健診料金

1人 3,300円（税込）

4. 健診方式

次の2つの方法があります。

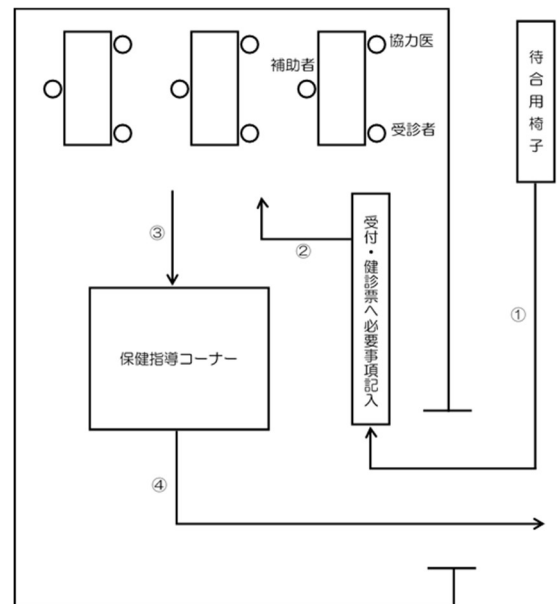
（1）職場での健診（協力歯科医師が事業所等へ出向き健診を行う方式）

- ・担当歯科医師と相談のうえ準備を進める（健診物品等）
- ・実施日、時間の決定
- ・健診受診人数の決定
- ・時間表の作成
- ・会場の確保

※健診器具等のご用意をお願いします。

県歯科医師会にて実費でご用意することもできます

健診会場レイアウト（例）



（2）歯科医院での健診（受診者が協力歯科医療機関へ出向き健診を受ける方式）

- ・事前に電話などで予約した上で受診する
- ・口腔清掃を行ってから受診する
- ・健診に係る窓口での費用負担はありません
- ・窓口での健康保険証の提示は不要です

健診会場の確保、健診器具等の準備、また、仕事の中断時間が少ない等を考慮しますと、
事業所の負担が少ない **（2）歯科医院での健診をお勧めします。**

5. 健診結果の報告及び健診料等の請求

健診終了後、広島県歯科医師会は「歯科健康診断票（事業所用）」と「歯科健康診断結果報告書」を請求書と合わせて事業所担当者へ送付します。

歯科健康診断結果報告書

年 月 日

歯科健康診断申込ご担当者 様

年度 歯科健康診断結果報告書

年 月 日に貴社従業員の皆様を対象に実施した歯科健康診断の結果をお知らせいたします。歯科健康診断票の判定区分「2. 要指導」又は「3. 要精密検査 (a,b,c,d,e)」に該当する方につきましては、できるだけ早めに歯科医院を受診し、適切な治療や相談を受けられることをおすすめいたします。

(1) 健康診断対象者 計 _____人について歯科健康診断を行いました。

(2) 健康診断の結果 (判定区分)

1. 異常なし _____人： お口の中は健康な状態です
2. 要指導 _____人： 軽い歯肉の炎症が認められます。
かかりつけ歯科医で指導を受けてください。
3. 要精密検査
- a. 歯石除去 _____人： 歯石が沈着しています。
- b. 歯周治療 _____人： 進行した歯周炎が認められます。
- c. う蝕処置 _____人： 治療を必要とするむし歯があります。
- d. 補綴治療 _____人： 歯を抜いたままの部分があります。
ブリッジ、入れ歯、インプラントなどの治療が必要です。
- e. その他 _____人： その他の所見があります。歯科医師にご相談ください。

以上、ご報告致します。

【お問い合わせ】

一般社団法人広島県歯科医師会

〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里三丁目 2 番 4 号

TEL: 082-263-8020/FAX: 082-263-5525/E-mail: kenshin@hpda.or.jp

IV 歯科特殊健康診断について

1. 労働安全衛生法に定められた歯科特殊健康診断の必要な事業者

労働安全衛生法では「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、定期的に歯科医師による健康診断を行わなければならない」と定めています。その業務に常時従事する労働者が1人であっても、また、化学物質の取扱い量が微量であっても健康診断を行う義務があります。

労働安全衛生法に定める「歯科医師による健康診断」は、事業者にとって50万円以下の罰金付き規定です。

※「常時」：（頻度が低くても）本来の職務として（常態として）通常に行われている場合。

2. 歯科特殊健康診断の時期

その有害業務に雇い入れたとき（採用時ではなく、その業務に新しく雇入れたとき）

その有害業務に配置替えになったとき（事業所内でその業務に配置替えになったとき）

その後は、6か月以内ごとに1回（少なくとも年に2回）

3. 事業所が用意するもの

健診スペース

問診や口の中の写真撮影を行うため、プライバシーの確保が必要

歯科健康診断票

歯科健康診断票については法的な様式や規定はありませんが、広島県歯科医師会は歯科特殊健康診断票を用意していますので、ホームページからダウンロードされるか、参考資料を使用してください。

健診の2回目以降は以前との比較をするために過去の診断票も用意をお願いします。

随伴者

職場巡視の際に歯科医師と同行（業務内容に詳しい方。担当医とご協議ください。）

4. 健診料金

1人 6,600円（税込）

- ・問診、健診に加え、職場巡視、写真撮影、報告書作成も含みます。
- ・有料道路を使用した場合、別途、交通費として通行料金と燃料代（規定による）を請求させていただきます。

5. 歯科特殊健康診断の内容

※ 健診内容は、むし歯や歯周病の診断ではなく、有害業務によって発生しうる口腔症状（酸蝕症など）の確認と、それが業務によるものか否かの判定となります。

（１）問診

事業者は労働者のプライバシーを確保するため、健診スペースの確保

（２）健康診断

歯科健康診断票の記入、口の中の写真撮影、診断区分と就業区分の判断

The image shows a dental health check form and an intra-oral photograph. The form is titled '歯科健康診断票' (Dental Health Check Form) and contains various sections for recording work conditions, symptoms, and diagnostic findings. The intra-oral photo shows a close-up of the teeth and gums, with a pink arrow pointing to a specific area of concern.

診断区分	内 容
異常なし	特に気になる所見がない
要観察	原因が特定できない気になる所見がある (酸蝕症ではE 0～E 4、軟組織では原因不明の口内炎など)
要医療	治療したほうが良い所見がある (E 3、E 4。しかし要医療は希。口腔所見だけではなく、現場の状況、食生活習慣などを含めて総合的かつ慎重に判断します)

※作業に起因しない所見は対象外です。

就業区分		就業上の措置の内容
区 分	内 容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる

(3) 職場巡視

随伴者(事業者)とともに巡視、巡視内容は現場での作業環境管理（作業場の空気の管理）、作業管理（作業のやり方や保護具の管理）や4S(整理、整頓、清掃、清潔)。
可能であれば写真撮影。

(4) 歯科特殊健康診断結果報告書の提出

歯科医師より事業所宛に「歯科特殊健康診断結果報告書」が提出されます。(P. 10)

6. 歯科特殊診断の事後措置

健康診断の結果について事業者は労働者に通知します。

事業所（事業者）は「歯科特殊健康診断票（歯科医師用）」の下方にある診断区分と 就業区分の欄を参考にして、「健康診断個人票（様式第5号）」を 作成します。保存義務は5年間ですが、症状の経過観察のため可及的長期の保管が適切です。

★事業者は、歯科医師による健康診断の結果について、 定期健康診断結果報告書（様式第6号の2、P. 11）を作成し、所轄労働基準監督署長に報告書を提出します。

歯科特殊健康診断票

事業所名

※ 本欄中に記入してください

氏名	生年	年	月	日	才	所 属	雇 入	年	月	日
----	----	---	---	---	---	--------	--------	---	---	---

診 査	年	月	日	写 真	YES No	診 査 者
-----	---	---	---	--------	-----------	-------------

作 業 内 容	経 験	年	月
---------	-----	---	---

取扱い物質 取扱い量	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他・取扱い物質すべて
---------------	-------------------------------------

取扱い時間	一連続作業時間 ----- 分、 時 間 取扱い回数 ----- 回 / 日、 週、 月、 年
-------	--

足所排気 全体換気	※なし・非使用・時々・常時
呼吸用保護具	※なし・非使用・時々・常時
他保護具	※マスク（非使用・時々・常時）※種類（使い捨て・防じん・防毒・簡易） ※国家検定（非検定・検定・JIS・わからない） ※フイットチェック（いいえ・時々・常時） ※手袋 ※めがね ※他

そ の 他	作業者が安全衛生面で気になっていること・酸性食品など
-------	----------------------------

自 覚 症 状	※なし ※あり→
---------	----------

口 腔 所 見 Dental Erosion	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 (E0) 歯
Other Findings	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 (E1)以上 歯

他 所 所 見	※なし ※あり→
---------	----------

診 断 区 分	※なし ※不明 ※あり→
---------	--------------

診 察 区 分	※異常なし ※要観察 ※要精密検査 ※要医察
診 察 区 分	※通常勤務 ※就業制限 ※要休業 (歯科医師の意見として)

総 合 意 見	
---------	--

歯科特殊健康診断結果報告書

年度 歯科特殊健康診断結果報告書・例 1

(A) 年 月 日に歯科特殊健康診断を行いましたので、その結果について報告します。この健康診断は、労働安全衛生法第66条、同施行令第22条、同規則第48条に基づいて行われています。塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害なもののガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務に常時従事する人が対象です。

1. 健康診断対象者 (B)

計 人について歯科特殊健康診断を行いました。

2. 健康診断の結果

1) 問診の状況

- ・特記事項はありません
- ・右記

[問診]

(C)

2) 軟組織（顔、舌、歯肉）の状況

- ・特記所見はありません
- ・所見あり 人 疑い 人
- ・右記

[所見]

(D)

3) 硬組織（歯、顎骨）の状況

- ・特記所見はありません
- ・所見あり 人 疑い 人
- ・右記

[所見]

(E)

4) その他

- ・特記所見はありません
- ・所見あり 人 疑い 人
- ・右記

[所見]

(F)

5) 職場の状況

- ・特記事項はありません
- ・今回は巡視をしませんでした
- ・右記

[職場]

(G)

3. まとめ (H)

酸蝕症の疑問型を示す人が数名いましたが業務起因性は不明です。経過をみるようにします。他に、有害物質による健康影響はみられませんでした。作業環境管理、作業管理が適切に行われているものと思われます。労働基準監督署長への報告は「有所見なし」として処理してください。

以上のように報告します。

年 月 日

歯科医師 広島 憲次 印

COPYRIGHT Hiroshima PDA & YT

様式第6号の2 (第52条関係) (表面)

8	0	3	1	5
---	---	---	---	---

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

労働保険 番号	[][] [][] [][] [][] [][] [][] [][] [][] [][] [][] 都道府県所管管轄業種番号枝番号統一括事業場番号										在籍労 働者数	人 右に括めて記入する↑					
対象年	9：令和 → 元号 [][] [][] 1～3年は右↑ (月 ～ 月分) (報告 回目)				健 診 年 月 日	9：令和 → 元号 [][] [][] [][] [][] [][] [][] 1～3年は右↑ 1～3月は右↑ 1～9日は右↑											
事業の 種 類					事業場の 名 称												
事業場の 所在地	郵便番号() 電話 ()																

健康診断実施 機関の名称	
健康診断実施 機関の所在地	

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	人に 右に総めて記入する↑	
受診労働者数	人に 右に総めて記入する↑	
所見のあつた者の人数	人に 右に総めて記入する↑	

産 業 医	氏 名
	所 属 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

V 申込み方法及び料金支払いについて

・申し込み方法

申込書（P13）に必要事項をご記入の上、開催日 2 ヶ月前までに広島県歯科医師会事業 1 課までメール（kenshin@hpda.or.jp）または FAX（082-263-5525）にてお申込みください。

・料金支払い

広島県歯科医師会より後日、事業所担当者へ請求書を送付いたしますので、所定の口座へお振り込みください。

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください

齒科健康診断・齒科特殊健康診断・口腔保健指導 申込書

一般社団法人 広島県歯科医師会 御中

いずれかに☒をつけてください（複数可）

- ☐1. 歯科健康診断（むし歯・歯周病等）
☐2. 歯科特殊健康診断（安衛法に定められた健診）
☐3. 口腔保健指導A ☐4. 口腔保健指導B ☐5. 口腔保健指導A・B を申し込みます。

申 込 日	年 月 日（ ）			
事 業 所 名				
事業所住所	〒			
対 象 人 数	名			
健 診 場 所	*歯科健康診断を希望の場合のみご記入下さい。□ 事業所 □ 近隣歯科診療所			
健診票の種別	□ 本会所定 □ 貴社所定 *見本を一部添付ください。			
希望日時		希望日	時間	人数(名)
	第1希望	年 月 日（ ）	: ~ :	
	第2希望	年 月 日（ ）	: ~ :	
	第3希望	年 月 日（ ）	: ~ :	
電 話 番 号	() — (内線)			
F A X 番 号	() —			
ご担当者氏名				
ご担当者 E-mail	@			
請 求 書 宛 名				
請求書送付先 事業所住所と異なる 場合のみご記入下さい	〒 TEL () —			
特 記 事 項				

【送付先】 広島県歯科医師会事業第一課（FAX：082-263-5525）行
（メール：kenshin@hpda.or.jp）〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-4

産業・職域歯科健診のすすめ

(令和7年2月1日 更新版)

◆問い合わせ先

一般社団法人広島県歯科医師会

〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番4号

TEL 082-263-8020

FAX 082-263-5525

メール kenshin@hpda.or.jp

